

## 機構憲章

グローバル化や少子化の進展、産業や社会の構造の変化など、高等教育を取り巻く環境は大きく変化し、高等教育の質の保証・向上と国際通用性の確保が、高等教育全体を通じて一層重要な課題となっている中で、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成28年に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合により発足した。

平成31年4月から機構は第4期中期目標期間を迎えたが、この機に、両機関統合の成果も活かしつつ、大学支援機能の更なる強化に向け、機構が果たすべき使命・役割と基本的な目標を再確認し、この「機構憲章」を掲げて全構成員の指針とし、責任を持って業務遂行に当たること、社会からの信頼と期待に応えていくこととする。

令和元年5月24日

### （機構の使命・役割）

機構は、大学等の評価、学位授与、質保証連携及びこれらに関する調査研究並びに国立大学等の施設費等の貸付・交付の業務を通して、我が国の高等教育の質の向上を支援し、もって我が国の高等教育の発展に寄与する。

#### 1. 国際通用性の高い評価の実施

機構は、我が国の大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う中核的な第三者評価機関として、先進的で国際通用性のある評価を開発し、自ら評価を実施するとともに、国内外の評価機関等との連携・協力を推進し、我が国の評価制度の発展において先導的役割を果たす。

#### 2. 多様な学習の成果に基づく学位取得の機会の提供

機構は、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供し、生涯学習体系への移行と高等教育の多様な発展に寄与する。

#### 3. 大学等及び質保証機関等との連携

機構は、国内外の大学等及び質保証機関等と連携・協力して、高等教育の質保証に関する諸活動を行い、我が国の大学等の教育研究の質の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保に寄与する。

#### 4. 調査研究の推進

機構は、機構の実施する上記の各事業の基礎となる基盤的研究、並びに事業の検証に係る実践的研究を推進するとともに、質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施し、我が国の高等教育の質保証の充実に寄与する。

#### 5. 国立大学等の施設費等の貸付・交付

機構は、国立大学等の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、国立大学等における教育研究の振興に寄与する。

### （機構の運営方針）

#### 1. 着実な業務実施と効率的・効果的な運営

機構は、独立行政法人として、国民の負託により業務を行っていることを常に意識し、中期目標・中期計画の確実な達成に向け、円滑かつ着実に業務を実施するとともに、不断の自己点検・評価に基づく改善・見直しに取り組み、業務の質の向上を図りつつ、効率的・効果的な運営に努める。

#### 2. 大学関係者等の参画を得た運営

機構は、大学単独ではできないことを大学等と共同で実施する大学共同利用機関と同様の位置付けの機関として創設された経緯も踏まえ、大学関係者及び有識者等の参画を得て、その専門的な判断に基づき、自律的に事業を実施する。

#### 3. 中立性・公正性・透明性の確保

機構は、業務の実施に当たって中立性、公正性を確保し、高等教育関係者をはじめとする多様な関係者の理解と社会からの信頼を得られるよう、法令の遵守、人格・人権の尊重、情報の保護などに十分配慮するとともに、積極的な情報発信・情報公開により透明性を確保しつつ成果を社会に還元するように努める。特に、大学等及び質保証機関等との連携によって業務を行う際には、公正性を確保すべき事業からの独立性を確約してそれらの事業の中立性を堅持する。

#### 4. 内部統制の強化と教職協働の深化

機構は、機構長のリーダーシップの下、内部統制の強化を図るとともに、業務の推進に当たって、その特長である教職協働の仕組みを深化させ、組織の総合力を発揮する。

大学改革支援・学位授与機構は、平成28年4月1日に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合により発足しました。当機構は、教育研究の質を高めるための大学等自らの活動を支援するとともに、高等教育段階における学習の成果としての学位が適切に認識され評価されるように努め、大学等と連携して社会からの期待と信頼に応えられる高等教育の実現を目指します。これらの目的を達成するために、機構では評価事業、施設費貸付・交付事業、学位授与事業、質保証連携、及びこれらの事業に関連する調査研究を実施します。

### | 評価事業について

機構は、大学等による教育研究活動等の質の維持向上を支援するため、大学等の第三者評価を行っています。事業の実施に当たっては、大学関係者等の参画による客観的な評価を通じて大学等が相互に質を高められるように努めています。文部科学大臣の認証を受けた評価機関として、平成17年度からこれまでに、延べ278大学、151高等専門学校及び77法科大学院に対して、認証評価を実施してきました。また、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況についての評価を実施しています。

機構は、我が国の大学等に対する第三者評価において先導的な役割を果たすとともに、評価を通じて、教育研究の質の向上に向けた大学等の活動を支援することを目指して評価事業を実施します。

### | 施設費貸付・交付事業について

機構は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付等を行っています。

機構は、国立大学法人等が教育・研究・社会貢献という高等教育機関としての使命を十全に果たせるよう、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を支援することを目指して施設費貸付・交付事業を実施します。

### | 学位授与事業について

機構は、我が国において大学と並び同等の学位授与権を有する唯一の機関として、学位の授与を行っています。平成4年3月以来、機構における審査を行って9万人を超える方々に学位を授与してきました。当機構が授与する学位には、短期大学や高等専門学校の卒業等でさらに一定の学修を積み上げた学習者に授与する学位（学士）と、大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当すると認定した各省庁大学校修了者に授与する学位（学士、修士、博士）があります。

機構は、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有する学習者に対して学位を授与するとともに、高等教育段階の多様な学習の成果が適切に認識され評価されることを目指して学位授与事業を実施します。

### | 質保証連携について

機構は、我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携して、国公私立大学の教育情報を公表・活用する大学ポートレートを運用するなど、国内外の高等教育の質保証に係る情報や大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集・整理・提供を行っています。また、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上のためのプログラムを開発しています。さらに、国立大学法人の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働し必要な情報の収集・整理・分析を行っています。加えて、我が国の高等教育の国際的な通用性並びに信頼を高めるため、国内外の質保証機関等と連携・協力した活動にも取り組んでいます。

機構は、大学や質保証機関等と連携しながら、大学等における質保証活動への積極的な支援活動を行います。

### | 調査研究について

機構は、機構の実施する事業の基盤となる研究及び事業の検証に関する調査研究を行っています。併行して我が国の高等教育の質保証に関する課題に対する重点的研究にも取り組んでいます。これらの調査研究は、機構の事業の中立性を確保しながら大学等の研究機関や国内外の質保証機関等と連携して共同で進めています。

機構は、高等教育の質を高めるための課題に取り組み、成果を事業のさらなる展開に反映させるとともに、大学等や関係機関にも提供・公開して、社会からの期待と信頼に応えられる調査研究を行います。

## 機構長挨拶

大学改革支援・学位授与機構は、平成28年4月1日に、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合により発足いたしました。

統合後、機構は、これまで旧2法人が行ってきた大学等の評価、学位授与、質保証連携及び施設費貸付・交付の各業務を引き続き着実に実施するとともに、旧法人時代からの蓄積や強みを活かし、統合のシナジー効果を生み出して、高等教育の質の向上の支援機能をさらに強化してまいりました。

グローバル化の進展や大学の多様化など我が国の高等教育を取り巻く環境が急激に変化するなかで、機構のような大学支援組織に対する期待は、高等教育関係者のみならず国民の皆さまの間でも高まっており、その果たすべき役割は、近年、より一層大きなものとなってきていると考えます。

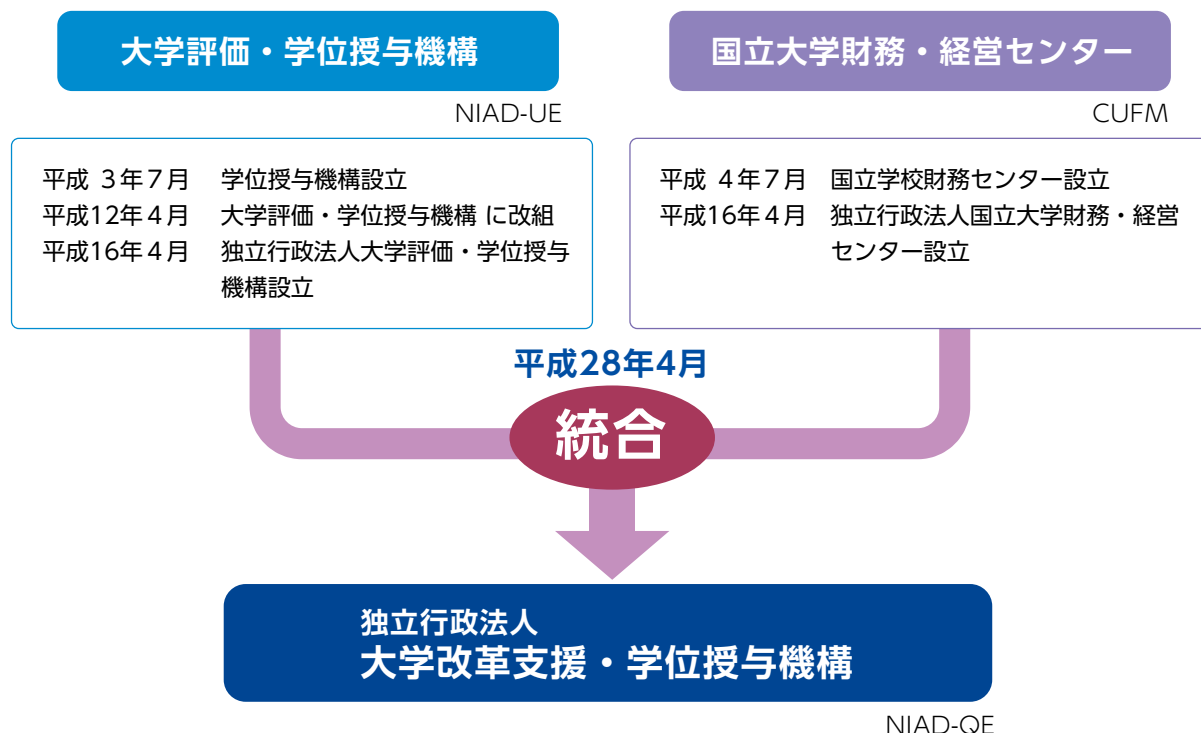
令和元年度より機構は第4期中期目標期間に入りました。第4期にはこれまで行ってきた業務に加え、国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援のための情報収集・分析等の業務と、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づく国内情報センターとして、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行ってまいります。

令和2年度においては、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響下においても、個々の業務の方法を変更する等により、本来の業務を継続しつつ、新たな仕組みを作り大学等への支援を行ったところです。

新たな中期目標の達成に向け、より一層透明性のある事業運営を行うとともに、その使命と役割をしっかりと果たし、我が国の高等教育の更なる発展に寄与すべく、また、本年、機構は学位授与機構の創設時から数えて30周年を迎えますが、関係の皆様ごの期待に応えられますよう構成員が一丸となって努力してまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構 機構長  
福田 秀樹



## 設置・目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に基づき設立されています。機構は、大学等（大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。

- 1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- 3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- 4 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
- 5 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 6 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。
- 7 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 8 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 9 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 10 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
- 11 国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還及び当該承継債務に係る利子の支払を行うこと。
- 12 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

※11及び12は「当分の間」行う業務

## 沿革

平成28年4月	大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターを統合し、大学改革支援・学位授与機構が発足した（独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号）
平成29年6月	大学改革支援・学位授与機構として、第2期中期目標期間における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の評価結果を確定し、公表を行った
平成31年3月	学位取得者総数が8万人を超えた
令和元年6月	大学連携・支援部を設置した
令和元年9月	高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）を設置した
令和3年3月	学位取得者総数が9万人を超えた